

事業所の指定取消(廃止)の手順概要

★下記の要件に該当しましたら、必ず相談窓口までご連絡ください

- 【要件①】 事業活動の廃止またはその全部の休止
- 【要件②】 前年度の原油換算エネルギー使用量が1,000kL未満
- 【要件③】 原油換算エネルギー使用量が前年度までの3か年度連続して1,500kL未満
- 【要件④】 前年度に中小企業等が1/2以上所有

指定・特定
(共通)

相談窓口よりメールにて、「指定地球温暖化対策事業所廃止等届出書」の様式の送付、提出書類及び必要な手順のご案内をいたします。

削減義務期間の終了年度について

特定事業所

上記に該当する事業所が、**特定地球温暖化対策事業所**の場合、事業所の削減義務期間が変更されます。該当する指定取消の要件によっては、削減義務期間の終了年度を選択することができます。

≪削減義務期間は下記のとおりとなります。≫

【要件①に該当した場合】→要件に該当した年度の前年度までに短縮

【要件②または④に該当した場合】→削減義務期間の終了年度として下記の3つから選択することができる

- a) 規模縮小年度※の前年度まで
- b) 規模縮小年度まで
- c) 規模縮小年度の属する計画期間末まで

※ 規模縮小年度とは、「1,000kL未満となった年度」、もしくは、「中小企業等が1/2以上所有となった年度」を指す。

【要件③に該当した場合】→削減義務期間の終了年度として下記の3つから選択することができる

- a) (連続して1,500kL未満となった3か年度の)最後の年度の前年度まで
- b) 最後の年度まで
- c) 最後の年度の属する計画期間末まで

1. 事業所廃止等届出書と必要な根拠書類について

指定・特定
(共通)

指定取消の手续に伴い、提出する書類は下記のとおりです。

事業所が該当する指定取消の要件によって、提出の時期、提出書類の内容等が異なります。

下記を確認の上、書類提出の準備を進めてください。

■【要件①】 事業活動の廃止またはその全部の休止 の場合

【提出期日： i) 4月～8月末までに廃止又は休止：該当した年度の9月末
ii) 9月以降に廃止又は休止：該当した日から30日を経過した日】

- ・指定地球温暖化対策事業所廃止等届出書
- ・事業活動を廃止または休止したことを示す書類(例:建物解体契約書の写し、自家用電気使用(廃止)申込書の写しなど)
- ・前年度の特定温室効果ガス排出量算定報告書
- ・前年度の検証結果報告書

■【要件②】 前年度の原油換算エネルギー使用量が1,000kL未満 の場合

【要件③】 原油換算エネルギー使用量が前年度までの3か年度連続して1,500kL未満 の場合

【提出期日:原油換算エネルギー使用量が1,000kL未満、
又は3か年連続して1,500kL未満であった年度の翌年度の9月末日】

- ・指定地球温暖化対策事業所廃止等届出書
- ・前年度の特定温室効果ガス排出量算定報告書
- ・前年度の検証結果報告書

■【要件④】 前年度に中小企業等が1/2以上所有 の場合

【提出期日:前年度に中小企業等が1/2以上所有に該当した年度の翌年度の9月末日】

- ・指定地球温暖化対策事業所廃止等届出書
- ・前年度の特定温室効果ガス排出量算定報告書
- ・前年度の検証結果報告書(※削減義務期間を「a)該当した年度の前年度まで」を選択する場合は不要)
- ・中小企業等の所有が二分の一以上であることの確認書及び根拠資料
- ・【別添1】「所有等割合計算書」及び根拠資料
- ・【別添2】「義務対象外となる中小企業者について」及び根拠資料

≪医療施設に対する削減義務率の緩和措置≫

通常「地球温暖化対策計画書」に添付する「**医療施設に対する削減義務率の緩和措置に係る確認書**」は「指定地球温暖化対策事業所廃止等届出書」に添付して提出して下さい。

【提出条件】・医療施設に対する削減義務率の緩和措置の対象事業所であること。

- ・削減義務期間の終了年度について、上記b)又はc)を選択すること。
- ・当該緩和措置を受ける意向があること。

2. その他 必要な確認事項について

書類の準備と並行して、下記についても確認してください。

(1) 基準排出量変更の確認について

特定事業所

2020年度以降の下記事象の有無について、メールにてご回答ください。

- ① 事業所の床面積の増減
(例: 増築、新築、解体)
- ② 用途が、排出活動指標に定める用途のうち異なる用途になる変更
(例: 事務所フロア⇒店舗フロアに改修)
- ③ 事業活動の量、種類又は性質を変更するための設備の増減
(例: サーバーの増設)

※基準排出量変更要件(①～③)による排出量の増減量が、基準排出量の6%以上)に該当した場合、削減義務期間内における基準変更の手続(基準排出量変更申請書)が必要です。
(超過削減量や削減不足量を確定することができないため、廃止の手続ができません。)
※基準変更の詳細については、特定温室効果ガス排出量算定ガイドラインをご覧ください。
※上記削減義務期間の終了年度の選択においてb)又はc)を選択する場合は、削減義務期間の終了年度までの毎年度、基準排出量変更の確認が必要です。

(2) 義務履行状況の確認について

特定事業所

削減義務期間の終了後、義務履行状況に応じて、各種口座等に係る手続があります。
まずは、指定管理口座にログインし、現在の義務履行状況を把握してください。また、これから報告する特定温室効果ガス排出量算定年度を削減義務期間に含める場合には、これを含めて義務履行状況を把握してください。

削減義務を達成している(超過削減量がある)か、削減義務が未達成である(削減不足である)かで、口座に係る手続が異なります。
手続等については、下記(3)及び次ページ以降をご参照ください。

※なお、義務履行状況と合わせて、該当の指定管理口座等の口座情報(関連付けの状況、名義情報等)を確認し、今後の手続が遅滞なく進むよう、前もって必要な手続を行ってください。

(3) 口座に係る手続について

指定・特定
(共通)

指定管理口座は、「指定(特定)地球温暖化対策事業所指定取消通知書」の日付の翌日から30日後に廃止となります。

特定事業所

この時に指定管理口座にクレジット等が残っていても、指定管理口座は廃止されます。
特定地球温暖化対策事業所の場合は、義務履行状況に応じて、下記のとおり手続が必要です。
なお、まだ一般管理口座を開設されていない場合は、必要に応じて口座開設手続を進めてください。

① 超過削減量がある事業所の場合

超過削減量を保有し続ける意向がある場合は、一般管理口座へ超過削減量を移転してください。

② 削減不足量がある事業所の場合

削減義務を履行するため、不足する削減量に相当する量のクレジット等を取得し、指定管理口座へ移転してください。なお、クレジットを取得するに際しては、一般管理口座が必要になります。

※一般管理口座経由で指定管理口座に移転したクレジットは、上記①の手続で一般管理口座にクレジットを移転することはできません。

※「指定地球温暖化対策事業者」が複数いる事業所は、必要に応じて事前に以下のとおり、削減量の過不足に関する検討をしてください。

上記①の場合：超過削減量の保有を検討される場合、その取扱いについて 等

上記②の場合：不足する削減量の調達方法、分担 等

「指定地球温暖化対策事業所廃止等届出書」提出後の手続の流れ

(以下の手続は、削減義務を負う「特定地球温暖化対策事業所」でのみ必要となる手続です。)

削減義務を達成している事業所
(超過削減量がある場合)

削減義務が未達成である事業所
(削減不足量がある場合)

(削減義務期間についてc)を選択する場合)

★「指定地球温暖化対策事業所廃止等届出書」の提出年度以降、削減義務期間の終了年度までは、指定・特定事業所と同様、毎年度「地球温暖化対策計画書」等一式の提出が必要です。

(削減義務期間についてb)又はc)を選択する場合)

★基準変更要件に該当する場合は、基準変更の申請が必要です。

(前ページ「2.(1) 基準排出量変更の確認について」参照)

★医療施設に対する削減義務率の緩和措置を受ける場合は、確認書の提出が必要です。

(削減義務期間についてc)を選択する場合は、廃止届出書提出年度の翌年度以後は計画書と共に提出)

(1) 一般管理口座の整備

指定取消手続の最後にお送りする、「**特定地球温暖化対策事業所指定取消通知書**」の日付の翌日から30日後に、指定管理口座が廃止されます。

事業所の義務履行状況を見極めて、必要に応じて一般管理口座の開設手続を進めてください。

<超過削減量がある場合>

指定管理口座にある超過削減量について、今後も保有意向がある場合は、一般管理口座が必要になります。未開設の場合は、前もって開設のための手続を進めてください。(一般管理口座開設申請書)
なお、「**特定地球温暖化対策事業所指定取消通知書**」を受領した後に一般管理口座を開設する場合、開設手数料がかかります。

<削減不足量がある場合>

削減義務量に不足する量がある場合、「**削減義務期間及び削減義務量変更通知書**」の日付の翌日から180日以内にその不足する量のクレジットを指定管理口座に調達する必要があります。
この手続には一般管理口座が必要です。未開設の場合は、前もって開設のための手続を進めてください。(一般管理口座開設申請書)

(2) クレジットの移転申請

選択した削減義務期間の終了年度までの義務履行状況に応じて、各種手続(クレジットの移転等)をする必要があります。選択した**削減義務期間**に応じて速やかに以下の手続を進めてください。

削減義務期間の終了年度の排出量が指定管理口座に反映された後、次の手続が必要となります。

<超過削減量がある場合>

★「**特定地球温暖化対策事業所指定取消通知書**」(次ページ参照)の日付の翌日から30日後に**指定管理口座が廃止されます**。クレジットを引続き保有する意向がある場合は、下記手続を指定管理口座が廃止される前に済ませてください。

①「削減義務期間及び削減義務量変更通知書」の送付時期に、指定管理口座に超過削減量が発行されます。

②指定管理口座にある超過削減量を確認し、一般管理口座に移転してください。
(振替可能削減量振替申請書)

<削減不足量がある場合>

(削減義務期間についてa) 又は b)を選択する場合)

★「**削減義務期間及び削減義務量変更通知書**」の日付の翌日から180日以内に、

(削減義務期間についてc)を選択する場合)

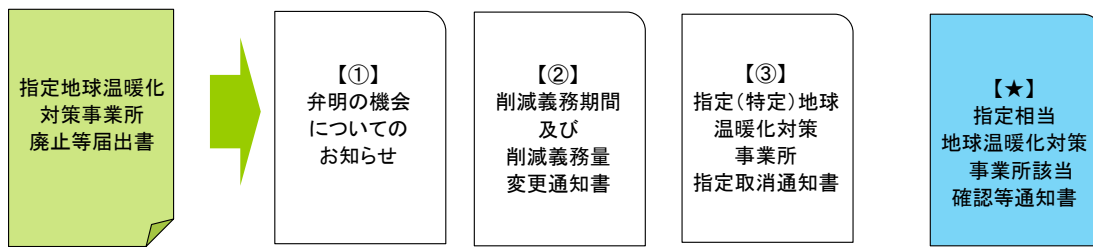
★**選択した削減義務期間(廃止届提出年度の属する計画期間)の整理期間末までに、**次の手続をしてください。

①削減義務を履行するため、不足する削減義務量に相当する量のクレジット等を一般管理口座に取得してください。

②不足分に相当する量のクレジット等を、一般管理口座から指定管理口座へ移転してください。
(振替可能削減量振替申請書)

③指定管理口座に移転されたクレジット等は自動的に義務充当されます。

「指定地球温暖化対策事業所廃止等届出書」提出後に送られる通知について



＜指定地球温暖化対策事業所＞

- 「指定地球温暖化対策事業所廃止等届出書」の審査等が終わりましたら、東京都より【③】「指定地球温暖化対策事業所指定取消通知書」が送付されます。この送付をもって貴事業所に関する指定取消の一連の手続は終了となります。

＜特定地球温暖化対策事業所＞

- 「指定地球温暖化対策事業所廃止等届出書」の審査等が終わりましたら、東京都より【①】「弁明の機会についてのお知らせ(削減義務期間及び削減義務量変更決定)」と「削減義務期間及び削減義務量変更の手続きに関するお知らせ」をお送りいたします。

- 弁明がない場合は、後日東京都より【②】「削減義務期間及び削減義務量変更通知書」をお送りいたします。

- 東京都から【③】「特定地球温暖化対策事業所指定取消通知書」が送付されます。これらの送付をもって、貴事業所に関する指定取消の一連の手続は終了します。

＜指定相当地球温暖化対策事業所となる場合＞

- 「中小企業等が二分の一以上を所有」する場合に該当し、指定取消となった場合には、【★】「指定相当地球温暖化対策事業所該当確認等通知書」をお送りします。この通知をもって指定相当地球温暖化対策事業所となります。今後は、指定相当地球温暖化対策事業所として、引き続き地球温暖化対策にご協力をお願いいたします。

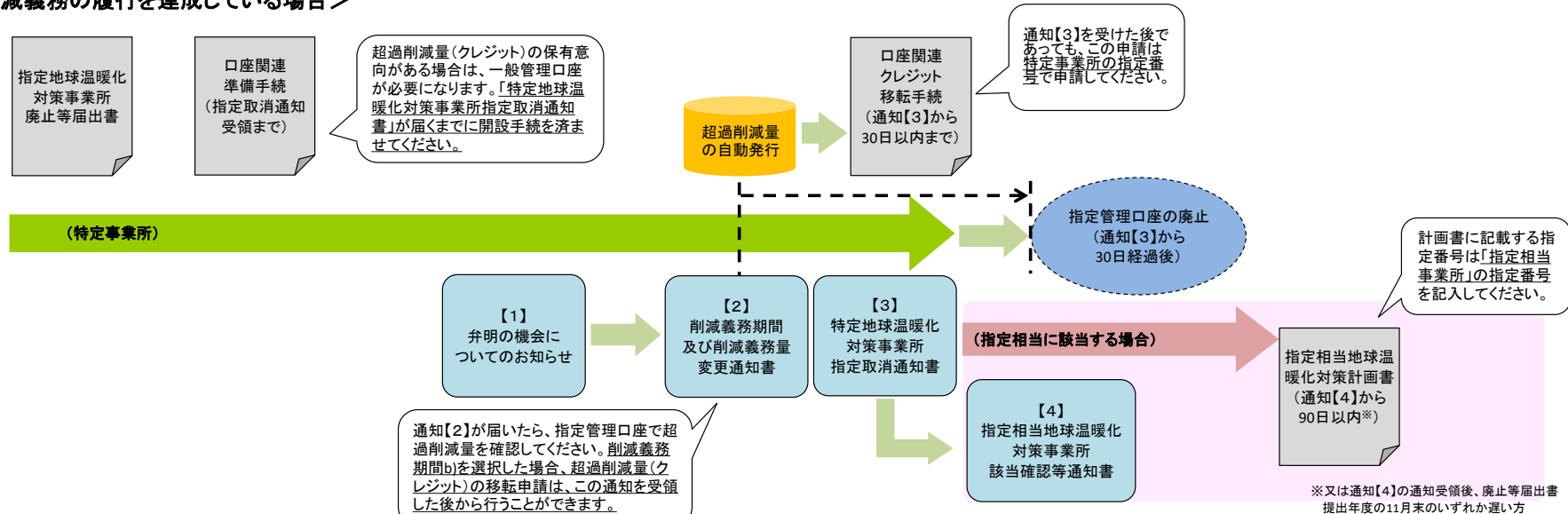
口座に係る手続の留意点について

- 指定取消手続を行う事業所の指定管理口座は、「指定(特定)地球温暖化対策事業所指定取消通知書」の日付の翌日から30日後に廃止されます。この時まで指定管理口座に超過削減量(クレジット)が残っている場合は、クレジットも同時に抹消されます。
- クレジットを移転する手続(振替可能削減量振替申請書)は、削減義務期間内の超過削減量が指定管理口座に発行される前に提出することはできません。指定管理口座で、削減義務期間の終了年度の超過削減量が発行されていることを確認してから、申請書の提出をしてください。
- 一般管理口座は、「指定地球温暖化対策事業者」が開設する場合、開設手数料がかかりません。但し、指定取消通知書を受け「指定地球温暖化対策事業者」でなくなった場合には、開設に当たって手数料がかかります。
- 一般管理口座は、指定管理口座廃止後も引き続き存続します。保有するクレジットについても、そのクレジットの有効期限まで使用可能です。ただし、指定取消を受けた事業所以外に指定地球温暖化対策事業所を所有していない場合は、口座の有効期限は整理期間末までとなり、翌計画期間も継続したい場合は更新手続が必要となります。(一般管理口座更新申請書)
- 一般管理口座が空になった時点で一般管理口座の廃止申請により、口座の有効期限前に一般管理口座を廃止することもできます。(一般管理口座廃止申請書)

★当資料でご案内した、基準変更、口座に係る様式等については下記URLをご参照ください。
https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/documents/index.html

特定地球温暖化対策事業所における手続の流れ

<削減義務の履行を達成している場合>



<削減義務に不足する量がある場合>

